

「核兵器は、次に述べる理由から関連国際法に違反すると認めざるをえない」。

核兵器は単発攻撃でも人を三重乃至四重に殺傷する。現状で最も旧式となった低性能のヒロシマ型原爆の経験からその被爆の実態を例示すると次ぎのようになる。即ち一千万度、数百万気圧の核分裂反応中心から瞬間に発生して生体を貫通し細胞を破壊する直接放射線、殆ど同時に爆心に形成される直径数百mの巨大火球から放射され生体の皮膚を焼き肉を露出させる強烈な熱線、やや遅れて到達し最大風速120m/s、最大圧力7 t/m²の衝撃波で住宅と構造物を破壊し火災を誘発する爆風、そして一旦高空に上昇し数時間後に沈降する「死の灰」と地上の誘導放射性物質の両者からの長期放射能、こうして攻撃の被災者は大量被曝死、倒壊建物による圧死・焼死により短時間に大量に生命を失うか、或いは全身の火傷・外傷、放射線による急性原爆症、などの合併症によりの長時間—数十日から数十年—に亘り苦悶の生活の中で生命を失う¹⁾。それは文字通りの生き地獄の様相であった。

ヒロシマ・ナガサキの被災経験と大規模核戦争の予測から更に具体的に例示すると、
A) 広島・長崎共に原爆投下は全く予告なしの奇襲攻撃であり、これが被害を拡大した。その結果広島では40万人近い市民が被爆し、その内の14万人が1945年8月から12月までに死亡した。同じく長崎では約27万人が被爆し約7万人が同じ期間に死亡した¹⁾。

これらは、無防備の敵国領土の攻撃を禁止する1899年及び1907年のハーグ条約、一般市民に対するテロ目的の空襲を禁止する1922年のハーグ空戦規則原案、及び1948年のジェノサイド条約などに規定された「無差別大量殺戮禁止の原則」の精神に明確に違反する。

B) 上述の様に両都市の市民は、爆発後の短時間の大量死亡に加えて、即発放射線と誘導放射能からの遅発放射線による原爆症、火の球からの大火傷、爆風による外傷などの多重症状の中で苦しみながら次々に死亡した。合併症の苦痛から逃れる為に、或いは余りに悲惨な被爆の惨状に生きる力を失って自ら生命を絶つた負傷者の数も少なくない。広島の中で軍人は約六分の一、同じく死者の中で兵員は七分の一に過ぎない¹⁾。被爆40年後の調査では、原爆死没者の総数は広島で二十万二千人、長崎で九万四千人に達した²⁾。1945年年内の死者のうち9才以下の幼児、60才以上の老人、10才から59才まで女性を含む、所謂社会的弱者全体の占める割合は60%を越えている³⁾。彼等は投下の翌年以後も晩発性原爆症による白血病、多様な癌、染色体異常、精神神経後障害などに悩みながら死亡して行った。

これは「戦闘外におかれた者の苦痛を無益に増大し又はその人の死を不可避ならしめる兵器の使用」は人道の法則に反するとする1868年のセント・ペテルスブルグ宣言、1907年のハーグ条約或いは不必要な苦痛を与える兵器の使用を禁止する1949年のジュネーヴ条約に追加された1977年の同議定書、などの規定する「節度遵守の原則」と「人間性の原則」が基本とする精神に明らかに違反する。

C) 両都市ともに原爆攻撃により、都市としての社会的機能—例えば緊急医療体制などが人員・施設を含めて無差別に徹底的に破壊された。この為すべての被爆障害者は設備の貧困な仮収容所に放置されたが、この間外部放射線以外に「死の灰」その他の汚染物質を種々の経路で体内摂取し、放射性物質が身体の臓器に蓄積して後に癌の発生を促し、胎内被爆の場合は出産後重度の精神遅滞に発展した。

これは窒息性、有毒性その他のガス、これと類似の液体と物質の戦時使用を禁止する1925年の毒ガス禁止に関するジュネーヴ議定書、及び1965年の国際赤十字委員会の同議定書の化学、細菌、核の三大兵器への拡張、が規定する「毒物使用禁止の原則」の精神に明白に違反する。

D) さらに東西対立の極度の緊張時代の様に、数万発の核ミサイルが大陸や大洋を飛び交い数千メガ・トンの原水爆により数百の都市が破壊される大規模核戦争を想定すると、上記を何万倍にも拡大した直接被害の他に、国際学術連合が1985年に「核戦争が環境に及ぼす影響」と題する報告書⁴⁾で明らかにした通り、爆弾の直撃とこれが誘発する大規模火災により1億t以上の微粒子が成層圏に上昇し、長期に亘り大気高層に滞留するための日照不足から陸地の気温が数十度低下して所謂「核の冬」が実現し、農作物の壊滅的打撃により北半球で十億～数十億人が餓死するに至ると予測されている。2003年に完了が期待されているSTART-II以降の時代になっても、これのみでは「核の冬」発生の可能性が零にならないことを記憶に止めるべきである。

これらの場合には、当然第3国の中立権が不当に侵犯されるので、1899年及び1907年のハーグ条約の規定する「中立の原則」、地球環境を広範囲に破壊するので1977年のジュネーヴ議定書の規定する「環境安全の原則」、正当な軍事目的の達成を大幅に越えて攻撃が行われるので、1868年のセント・ペテルスブルグ宣言の規定する「必要性の原則」、文字通り地球規模の攻撃となり全く不均衡な報復となるので、1949年のジュネーヴ条約と1977年の同議定書の規定する「均衡の原則」、など多くの戦争と国際紛争を規制する国際法の精神に明確に違反する。

以上の多方面からの考察により、核兵器の使用は目的の如何を問わず、戦争及び武力紛争に関する国際法規が準拠し、交戦中も理性と人間性を守り抜こうとする人類の歴史的な立法上の努力の伝統に、大幅に違反すると認めざるを得ない。

なお国連の世界保健機関(WHO)は1980年代より「核兵器の健康と環境に及ぼす影響」に深い関心を抱いて検討を進めてきたが、1993年の総会で核兵器の国際法上の地位を明確にする為に、上記課題について国際司法裁判所に勧告的意見を求める決議を採択した。その後同裁判所は各国に関連する意見陳述書の提出を求め、すでに問題の審理が進行している。またこれに続いて1993年の国連総会で非同盟諸国から上記のWHOの提訴を補強するために「核兵器による脅迫とその使用の合法性」について、同様に国際司法裁判所に意見を求める決議案が提出された。この年には核兵器国の強力な圧力により撤回を余儀なくされたが、1994年も国連に同様な決議案が提出されその第1委員会で可決されて、近くを総会で採択される見通しである。私達はこの様に国際法により核兵器を明確に非合法化する試みが今後も繰り返し提案され、やがて目的を達成する日の近いことを期待して止まない。

以上。

- 1) 参考文献、1977年国連NGO被爆者問題国際シンポジウム報告書。
- 2) 参考文献、日本政府による1985年被爆者実態調査。
- 3) 参考文献、日本原水爆被害者団体協議会による1985-86年被害者調査。
- 4) 参考文献、Environmental Consequences of Nuclear War, SCOPE 28, Vol.1/2,

Intern. Council of Scientific Union, John Wiley & Sons, 1985.